

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会  
役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

平成30年3月17日

規程 第 81 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において、報酬等とは、報酬及び通勤手当のことをいう。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは次のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各委員会委員
- (5) その他、本会会長が必要と認めた役員等

(報酬等及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には別表のとおり、各年度の総額が3,000,000円を越えない範囲で、報酬を支給することができる。ただし、地方公共団体の職に就いているもの及び本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、原則として報酬等及び費用弁償を支給しない。

2 報酬等を支給する役員等は、会長とする。

3 役員等が職務のために出張したときは、職員就業規則(昭和57年10月1日規則第1号)の定めに準じて旅費を支給する。その場合、費用弁償は支給しない。

(報酬等及び費用弁償の支給方法)

第4条 報酬等及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等の支給時期は、職員給与規程(昭和57年10月1日規程第27号)に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、控除して支給する。

4 会長の報酬等は、就任したその日から支給する。

5 会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

6 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算するものとする。

7 本条第5項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

8 費用弁償の支給時期は、月末締めにより翌月の28日に支給する。ただし、支払日が

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給するものとする。

（公表）

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（昭和54年12月1日規程第2号）は、廃止する。
- 3 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会常勤役員の報酬及び服務等に関する規程（平成14年4月1日規程第53号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	費用弁償		報酬		通勤手当
	区分	金額(円)	区分	金額(円)	金額(円)
会長			月額	250,000	職員給与規程(昭和57年10月1日規程第27号)の規定に準ずる額
理事、監事、評議員、各委員会委員他			市内における会議又は職務に従事につき、日額	1,500	